

# 京都府立大学 公的研究費に係る不正防止計画

令和3年11月17日改正

## 1 機関内の責任体制の明確化

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備考
責任体系が明確でない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公的研究費の運営・管理に関わる責任者が、不正防止対策に関して大学内外に責任を持ち、積極的に推進していく体制が構築されていない。</li> <li>○責任体系が学内外に周知・公表されていない。</li> <li>○監事の役割の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」の策定により、責任体系を明確にしている。</li> <li>○各学部等にコンプライアンス推進責任者を設置するとともに、必要に応じてコンプライアンス副責任者を設置できるようにし、日常的に目が届き管理監督ができる体制を確保している。</li> <li>○コンプライアンス研修の複数回実施やホームページへの掲載により、大学内外に責任体系を公表し、周知を図る。</li> <li>○監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに不正防止計画の見直しについて意見交換を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」</li> </ul>

## 2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備考
使用ルールが遵守されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用ルールが構成員に分かりやすく周知されておらず、理解が不十分である。</li> <li>○使用ルールと運用の実態が乖離している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用ルールを「研究費等の執行に係る手引き」として分かりやすい形で作成し配布している。</li> <li>○説明会を実施するほか、ホームページへ掲載し周知を図る。</li> <li>○日常の伝票審査や内部監査、モニタリング等を通じて運用の実態を把握し、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の点検を行い、必要に応じて使用ルールの見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」</li> <li>・「京都府立大学科学研究費補助金等取扱要領」</li> <li>・研究費等の執行に係る手引き</li> </ul>

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備 考
<p>職務権限が明確でない。</p>	<p>○事務処理に関する構成員の権限と責任が明確に定められておらず、構成員の理解が共有されていない。</p> <p>○業務分担の実態と職務分掌の間に乖離が生じている。</p>	<p>○「公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」及び「科学研究費補助金等取扱要領」において、発注権限の範囲等の研究者と事務職員の権限と責任を明確に定めている。</p> <p>○説明会の開催や「執行の手引き」の配布等により周知を図る。</p> <p>○日常の伝票審査や内部監査等を通じて使用ルールの運用実態を点検し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府立大学公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」</li> <li>・「京都府立大学科学研究費補助金等取扱要領」</li> </ul>
<p>関係者の理解が不十分であり、意識の浸透が図られていない。</p>	<p>○どのような行為が不正に当たるかについての理解が不十分である。</p> <p>○公的研究費の使用ルール、不正防止対策等についての構成員の理解度が把握できていない。</p> <p>○不正根絶に向けた継続的な意識啓発が不十分である。</p> <p>○公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範が策定されていない。</p>	<p>○不正防止対策に関するコンプライアンス教育及び公的研究費の使用ルールに関する説明会を複数回実施し、アンケート等により受講者の受講状況及び理解度を把握し、理解度の低い事柄については、改めて周知徹底に努める。</p> <p>○構成員から公的研究費の使用に関する誓約書の提出を求め、遵守事項等の意識付けを図る。</p> <p>○不正根絶に向けた組織風土の形成のため、メーリングリスト等を利用した啓発活動を定期的実施する。</p> <p>○行動規範を制定し、コンプライアンス研修等で周知徹底することにより、構成員の意識向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」</li> <li>・「京都府立大学の教職員の教育・研究活動に関する行動規範」</li> </ul>

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備 考
<p>告発等の取扱い、調査及び懲戒について、明確でなく、公正かつ透明性の高い運用がされていない。</p>	<p>○学内外からの告発等を受け付ける窓口がなく、不正に係る情報が、最高管理責任者に伝わる体制が構築されていない。</p> <p>○不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等が定められていない。</p>	<p>○「公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」を策定し、学内外からの告発等を受け付ける窓口を企画・地域連携課に設置し、最高管理責任者（学長）に迅速かつ確実に伝わる体制を確保している。</p> <p>○「公的研究費の不正に係る調査要領」を策定し、不正に係る調査の体制・手続き等を明確にしている。</p> <p>○コンプライアンス教育やホームページへの掲載等により、学内及び取引業者等に対し不正の告発等の制度を周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」</li> <li>・「京都府立大学における公的研究費の不正に係る調査要領」</li> </ul>
	<p>○懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等が定められていない。</p> <p>○不正が認定された場合の措置についての理解が不十分である。</p>	<p>○「公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」で、不正があった場合には懲戒処分等を行うことを明記している。</p> <p>○「教職員の懲戒等に関する規程」において、懲戒の種類及び手続き等を明確にしている。</p> <p>○コンプライアンス教育等で研究者等へ周知する。</p> <p>○実際の不正事例等を参考に、不正が認定された場合にどのような措置がとられるかを研究者等に周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府立大学法人コンプライアンス推進規程」</li> <li>・「京都府立大学法人教職員倫理規程」</li> <li>・「京都府立大学法人教職員に対する懲戒等に関する規程」</li> </ul>

### 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備 考
不正防止計画が見直されていない。	○不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか学内全体の状況を整理し評価した上で、不正を発生させる要因に対応する具体的な対策を講じるための不正防止計画が見直されていない。	○監事との連携を強化し、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都府立大学公的研究費に係る不正防止計画」</li> <li>・「京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」</li> </ul>
策定された不正防止計画が実施されていない。	○不正防止計画を実施する体制が整っていない。	<p>○不正防止計画を適切に推進するため、総務課、企画・地域連携課及び学務課の職員で構成する防止計画推進部署を設置している。</p> <p>○防止計画推進部署は最高管理責任者の指導監督の下に不正防止対策を講じるとともに、最高管理責任者の指示の下にモニタリング調査等により実施状況を確認することとしており、最高管理責任者が率先して不正防止に対応する体制を構築している。</p>	

#### 4 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備 考
<p>予算執行状況を把握し、検証できていない。</p>	<p>○予算の執行状況を検証し、実態と合っているか確認できる仕組みが整備されていない。</p>	<p>○財務会計システムを利用し、全教職員が予算の支払状況等が確認可能な仕組みを確保している。</p> <p>○第三四半期において、各研究者の予算残高の状況により、必要に応じて執行見込を確認するとともに、予算執行が年度末に集中しないよう注意喚起を行う。</p>	
<p>研究者と業者との癒着が生じる。</p>	<p>○発注段階で支出財源の特定が行われていない。</p>	<p>○発注段階で財源を特定の上、発注すること、執行管理台帳等を作成することを周知徹底している。</p> <p>○内部監査等で発注段階での財源の特定の状況、執行管理台帳の整備状況を確認している。</p>	
<p>適正な発注・検収業務が運用されていない。</p>	<p>○発注・検収に第三者のチェックが行われず、架空発注等の不正が発生する恐れがある。</p>	<p>○研究者が発注した物品について、原則として事務局が検収を行っている。</p> <p>○事務局による検収が困難な場合で検収を省略した場合、使用状況が確認できる書類等の提出を求める他、必要に応じて、発注者以外の教員（専門家）の協力の下で、事務局による事後確認を実施する。</p>	

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備 考
非常勤雇用者のカラ雇用が発生する。	○非常勤雇用者の勤務状況について、事務部門が把握していない。	<p>○非常勤雇用者の勤務状況について、事務部門が定期的に出勤簿等を確認しており、必要に応じて勤務内容等をヒアリングしている。</p> <p>○非常勤雇用者は勤務実績報告書を作成し、研究者が保管するとともに、定期的に出勤簿等と併せて事務部門が確認する。</p> <p>○非常勤雇用職員（学生を含む。）に公的研究費の不正使用に該当する事例とあわせて、公的研究費の不正使用があった場合の相談、通報窓口を周知する。</p>	
換金性の高い物品について、適切に管理されていない。	○換金性の高い物品について、適切な管理方法が定められていない。	<p>○IT電子機器等（パソコン・カメラ等）は、執行管理台帳に個別管理備品であることを明記し、研究室において適正な管理を行う。</p> <p>○内部監査時に現物の確認を行う。</p>	
カラ出張が行われる。	○研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制となっていない。	○研究者の出張旅費について、出張報告書の提出を求め、適切性を確認し、必要に応じて出張の事実確認を行っている。	

## 5 情報発信・共有化の推進

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備 考
研究者が日常的に相談できる体制ができていない。	○公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口が設置されていない。	○応募・申請手続き等に関することは企画・地域連携課又は学務課に、経理（調達・支払・検収等）に関することは総務課に、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究者が日常的に相談できる体制を整備している。	・「京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程」
不正への取組方針を明らかにしていない。	○公的研究費の不正への取組に関する大学の方針等が公表されておらず、説明責任が果たせていない。	○関係規程、不正防止計画、行動規範等をホームページへ掲載することにより、公的研究費の不正への取組に関する大学の方針等を公表し、積極的な情報発信を行う。	

## 6 モニタリングの在り方

不正の発生する要因	要因の補足	対応する計画及び実施状況	備 考
監査体制が充分ではない。	○内部監査を定期的に行っているが、それだけでは不十分である。	○総務課、企画・地域連携課及び学務課の職員で構成する内部監査部門を設置し、最高管理責任者（学長）の指導監督の下、法人内部監査員と協力して、内部監査を実施している。  ○旅費の支給や非常勤雇用者の勤務実態等重点監査項目について、一部を対象にヒアリングを行うなどのリスクアプローチ監査を実施する。  ○学内に内部監査結果を報告することにより、周知を図り、類似事例の再発防止を徹底している。  ○モニタリングの結果は監事に報告し、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。	